

～長期収載品の保険給付の在り方の見直し～ (選定療養の仕組みの導入)

2024年10月より後発医薬品の上市後5年以上経過した長期収載品又は後発医薬品の置換率が50%以上となった長期収載品をお選びいただくと負担額が増える仕組みになっております。

長期収載品は準先発品を含みます。

保険給付の対象は、後発医薬品の最高価格帯との価格差の4分の3までです。

(後発医薬品の最高価格帯との価格差の4分の1は患者自己負担)

		患者負担額		
負担割合			現行	2024年10月～
3割負担	長期収載品A	1000円	300円	420円(+120円)
	後発品最高価格	400円	120円	120円
1割負担	長期収載品A	1000円	100円	250円(+150円)
	後発品最高価格	400円	40円	40円

2024年10月からの患者負担額

= (長期収載品薬価 - 後発品最高価格) × 1/4 × 消費税 +

{ 後発品最高価格 + (長期収載品薬価 - 後発品最高価格) × 3/4 } × 負担割合

注) 医師が必要だと判断して長期収載品が処方されている場合や供給が不安定なものに関しては対象外

※ 長期収載品とは、ジェネリック医薬品のある先発医薬品のこと